



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 明 治 海 運 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 内 田 和 也  
(コード番号 9115 東証・大証 第1部)  
問 合 せ 先 総 務 グ ル ー プ 長 笹 原 弘 崇  
電 話 番 号 (03) 3792-0811

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 155 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同日の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第 7 条、第 9 条第 2 項、第 11 条第 3 項）  
ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取り扱いますので、経過措置としてその旨附則を設けるものであります。
- ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）は廃止されたことから、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第 10 条、第 11 条第 3 項）
- ③ 以上のほか、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 <u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社の株式については、株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	第 2 章 株 式 (削除) (自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u>            当社の単元株式数は、100株とする。  <u>2 当社は単元株式数に満たない数の株式</u>  <u>(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を</u>  <u>発行しない。ただし、株式取扱規程に定めると</u>  <u>ころについては、この限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p> <p><u>第10条</u>            当社の単元未満株式を有する株主(実質株            主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未            満株式について、次に掲げる権利および本定款            に定める権利以外の権利を行使することがで            きない。            (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利            (2) 会社法第166条第1項の規定による請求を            する権利            (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割            当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける            権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u>            当社は、株主名簿管理人を置く。            2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、            取締役会の決議によって定め、これを公告する。            3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以            下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録            簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主            名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に            関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社            においてはこれを取扱わない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条</u>            当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p> <p><u>第9条</u>            当社の単元未満株式を有する株主は、その            有する単元未満株式について、次に掲げる権利            および本定款に定める権利以外の権利を行使            することができない。            (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利            (2) 会社法第166条第1項の規定による請求を            する権利            (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割            当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける            権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u>            当社は、株主名簿管理人を置く。            2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、            取締役会の決議によって定め、これを公告する。            3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の            作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿            および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿            管理人に委託し、当社においてはこれを取扱            わない。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u>  <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き</u>  <u>その他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名</u>  <u>簿管理人に委託し、当社においてはこれを取</u>  <u>扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u>  <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効</u>  <u>とし、平成22年1月6日をもって前条および本条</u>  <u>を削るものとする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金)

以上